騒音に係る「特定建設作業」の種類（騒音規制法施行令第2条別表第２）

騒音の特定建設作業とは、騒音規制法で定められている作業をいいます。

ただし、作業が開始した日に終わるもの、及び国交省指定の低騒音型建設機械は除かれます。

特定建設作業を伴う建設作業を施工しようとする場合は、その建設作業の開始の日の７日前までに市へ届出を提出してください。

騒音規制法施行令第2条　別表2

|  |  |
| --- | --- |
| １ | くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） |
| ２ | びよう打機を使用する作業 |
| ３ | さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。） |
| ４ | 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） |
| ５ | コンクリートプラント（混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） |
| ６ | バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 |
| ７ | トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 |
| ８ | ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 |